

# 土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定前)		(改定後)		
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
第1編	共通編	第1編	共通編	
第1章	総則	第1章	総則	
第1節	総則	第1節	総則	
		1-1-1-5	ワンデーレスポンス	条文の追加
		1.ワンデーレスポンス	監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。	条文の追加
			ワンデーレスポンスとは、監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システマ的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現する取組みのことをいう。	条文の追加
1-1-1-5	施工計画書	1-1-1-6	施工計画書	条文追加による番号の修正
1.一般事項	この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	1.一般事項	この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。なお、(11)その他には、第1編1-1-1-48個人情報取扱特記事項に関する事項を含めるものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	個人情報取扱特記事項の遵守に関する取組の強化に伴い、「施工計画書に個人情報取扱特記事項に関する事項を含める」旨を追記
1-1-1-6	コリンズ (CORINS) への登録	1-1-1-7	コリンズ (CORINS) への登録	条文追加による番号の修正
1-1-1-7	監督員	1-1-1-8	監督員	条文追加による番号の修正
1-1-1-8	工事用地等の使用	1-1-1-9	工事用地等の使用	条文追加による番号の修正
1-1-1-9	工事着手	1-1-1-10	工事着手	条文追加による番号の修正
	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。		受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。	国の記載と統一
1-1-1-10	工事の下請負	1-1-1-11	工事の下請負	条文追加による番号の修正
1-1-1-11	施工体制台帳	1-1-1-12	施工体制台帳	条文追加による番号の修正
1-1-1-12	受注者相互の協力	1-1-1-13	受注者相互の協力	条文追加による番号の修正
1-1-1-13	調査・試験に対する協力	1-1-1-14	調査・試験に対する協力	条文追加による番号の修正
1-1-1-14	工事の一時中止	1-1-1-15	工事の一時中止	条文追加による番号の修正
1.一般事項	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-46臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1.一般事項	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-47臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	誤記修正
1-1-1-15	設計図書の変更	1-1-1-16	設計図書の変更	条文追加による番号の修正
1-1-1-16	工期変更	1-1-1-17	工期変更	条文追加による番号の修正
1-1-1-17	支給材料及び貸与品	1-1-1-18	支給材料及び貸与品	条文追加による番号の修正
1-1-1-18	工事現場発生品	1-1-1-19	工事現場発生品	条文追加による番号の修正
1-1-1-19	建設副産物	1-1-1-20	建設副産物	条文追加による番号の修正
4.再生資源利用計画	また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	4.再生資源利用計画	また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	表現修正
		5.受領書の交付	受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	条文の追加
5.再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。	6.再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。	条文追加による番号の修正
	また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。		また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	表現修正
		7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等	受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。	条文の追加
			また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	条文の追加
		8.建設発生土の運搬を行う者に対する通知	受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6.再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	条文の追加
		9.建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等	受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	条文の追加

(改定前)		(改定後)		
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。	10. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。	条文追加による番号の修正
7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	11. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	条文追加による番号の修正
1-1-1-20	監督員による検査（確認を含む）及び立会等	1-1-1-21	監督員による検査（確認を含む）及び立会等	条文追加による番号の修正
1-1-1-21	数量の算出	1-1-1-22	数量の算出	条文追加による番号の修正
1-1-1-22	工事完成検査	1-1-1-23	工事完成検査	条文追加による番号の修正
8. 適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第1編1-1-1-20監督員による検査（確認を含む）及び立会等第3項の規定を準用する。	7. 適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第1編1-1-1-21監督員による検査（確認を含む）及び立会等第3項の規定を準用する。	誤記修正 条文追加による番号の修正
1-1-1-23	出来形検査	1-1-1-24	出来形検査	条文追加による番号の修正
1-1-1-24	中間検査	1-1-1-25	中間検査	条文追加による番号の修正
1-1-1-25	部分使用	1-1-1-26	部分使用	条文追加による番号の修正
1-1-1-26	施工管理	1-1-1-27	施工管理	条文追加による番号の修正
12. 不具合等発生時の措置	受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。	12. 不具合等発生時の措置	受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。	誤記修正
1-1-1-27	履行報告	1-1-1-28	履行報告	条文追加による番号の修正
1-1-1-28	工事関係者に対する措置請求	1-1-1-29	工事関係者に対する措置請求	条文追加による番号の修正
1-1-1-29	工事中の安全確保	1-1-1-30	工事中の安全確保	条文追加による番号の修正
1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1. 安全指針等の遵守	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	発行に伴う修正
1-1-1-30	爆発及び火災の防止	1-1-1-31	爆発及び火災の防止	条文追加による番号の修正
1-1-1-31	後片付け	1-1-1-32	後片付け	条文追加による番号の修正
1-1-1-32	事故報告書	1-1-1-33	事故報告書	条文追加による番号の修正
1-1-1-33	環境対策	1-1-1-34	環境対策	条文追加による番号の修正
1-1-1-34	文化財の保護	1-1-1-35	文化財の保護	条文追加による番号の修正
1-1-1-35	交通安全管理	1-1-1-36	交通安全管理	条文追加による番号の修正
4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定にともなう
14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	14. 通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定にともなう
1-1-1-36	施設管理	1-1-1-37	施設管理	条文追加による番号の修正
1-1-1-37	諸法令の遵守	1-1-1-38	諸法令の遵守	条文追加による番号の修正
(10)	健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	(10)	健康保険法（令和5年5月改正 法律第31号）	諸法令の改定にともなう
(13)	出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正 法律第97号）	諸法令の改定にともなう
(15)	道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）	(15)	道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）	諸法令の改定にともなう
(16)	道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）	(16)	道路運送法（令和5年4月改正 法律第18号）	諸法令の改定にともなう
(17)	道路運送車両法（令和4年5月改正 法律第4号）	(17)	道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第44号）	誤記修正
(22)	港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）	(22)	港湾法（令和4年11月改正 法律第87号）	諸法令の改定にともなう
(25)	下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）	(25)	下水道法（令和4年5月改正 法律第44号）	誤記修正
(26)	航空法（令和4年6月改正 法律第75号）	(26)	航空法（令和4年6月改正 法律第62号）	誤記修正
(40)	電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）	(40)	電気事業法（令和5年6月改正 法律第44号）	諸法令の改定にともなう
(41)	消防法（令和3年5月改正 法律第36号）	(41)	消防法（令和5年6月改正 法律第58号）	諸法令の改定にともなう

(改定前)		(改定後)		
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
(43)	建築基準法(令和4年5月改正 法律第55号)	(43)	建築基準法(令和5年6月改正 法律第58号)	諸法令の改定にともなう
(63)	厚生年金保険法(令和3年6月改正 法律第66号)	(63)	厚生年金保険法(令和5年3月改正 法律第3号)	諸法令の改定にともなう
(68)	所得税法(令和4年6月改正 法律第71号)	(68)	所得税法(令和5年6月改正 法律第44号)	諸法令の改定にともなう
(70)	船員保険法(令和3年6月改正 法律第66号)	(70)	船員保険法(令和5年5月改正 法律第31号)	諸法令の改定にともなう
(72)	電波法(令和4年6月改正 法律第70号)	(72)	電波法(令和4年12月改正 法律第93号)	諸法令の改定にともなう
(75)	農薬取締法(令和元年12月改正 法律第62号)	(75)	農薬取締法(令和5年5月改正 法律第36号)	諸法令の改定にともなう
(76)	毒物及び劇物取締法(平成30年6月改正 法律第66号)	(76)	毒物及び劇物取締法(令和5年5月改正 法律第36号)	諸法令の改定にともなう
(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和4年5月改正 法律第54号)	(80)	個人情報の保護に関する法律(令和5年11月改正 法律第79号)	諸法令の改定にともなう
(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和2年6月改正 法律第42号)	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正 法律第58号)	諸法令の改定にともなう
(82)	地方税法(令和元年6月改正 法律第2号)	(82)	地方税法(令和6年3月改正 法律第4号)	誤記修正
1-1-1-38	過積載防止対策	1-1-1-39	過積載防止対策	条文追加による番号の修正
1-1-1-39	官公庁等への手続等	1-1-1-40	官公庁等への手続等	条文追加による番号の修正
1-1-1-40	施工時期及び施工時間の変更	1-1-1-41	施工時期及び施工時間の変更	条文追加による番号の修正
1-1-1-41	工事測量	1-1-1-42	工事測量	条文追加による番号の修正
1-1-1-42	提出書類	1-1-1-43	提出書類	条文追加による番号の修正
1-1-1-43	不可抗力による損害	1-1-1-44	不可抗力による損害	条文追加による番号の修正
1-1-1-44	特許権等	1-1-1-45	特許権等	条文追加による番号の修正
1-1-1-45	保険の付保及び事故の補償	1-1-1-46	保険の付保及び事故の補償	条文追加による番号の修正
1-1-1-46	臨機の措置	1-1-1-47	臨機の措置	条文追加による番号の修正
1-1-1-47	個人情報の取扱い	1-1-1-48	個人情報取扱 <b>特記事項</b>	条文追加による番号の修正 表現修正
5. 安全確保の措置	受注者は、工事を施工するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	5. 安全確保の措置	(1) 受注者は、工事を施工するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (2) 受注者は、 <b>施工計画書に本特記事項を遵守する旨を記載するものとする。</b>	個人情報取扱特記事項の遵守に関する取組の強化に伴い、「施工計画書に個人情報取扱特記事項を遵守する旨を記載する」旨を追記
		6. 下請負	(1) 受注者は、個人情報を取り扱う工事を下請負により施工する場合(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)に請け負わせる場合も含む。)、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を下請負者も講ずるように求め、かつ下請負者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。 (2) 受注者は、発注者に対して、下請負者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。 (3) (1)、(2)の内容は、 <b>下請負者の変更並びに下請負者が再下請負及びそれ以下の請負を行う場合についても同様とする。</b>	個人情報取扱特記事項の遵守に関する取組の強化に伴い、受注者が下請負者に求める措置等について追記
6. 従事者への周知及び監督	(1) 受注者は、工事に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後において、当該工事に關して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。 (2) 受注者は、工事を施工するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない	7. 従事者への周知及び監督	(1) 受注者は、工事に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後において、当該工事に關して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。 (2) 受注者は、工事を施工するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない	条文追加による番号の修正
7. 複写または複製の禁止	受注者は、工事を施工するために発注者から引渡された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。	8. 複写または複製の禁止	受注者は、工事を施工するために発注者から引渡された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。	条文追加による番号の修正
8. 資料等の返還及び廃棄	(1) 受注者は、工事を施工するために発注者から引渡された個人情報が記録された資料等を、工事完成(契約解除を含む。以下同じ。)後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 (2) 受注者は、工事を施工するために発注者から引き渡され、または受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等(前記(1)の規定により発注者に返還するものを除く。)を、工事完成後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。	9. 資料等の返還及び廃棄	(1) 受注者は、工事を施工するために発注者から引渡された個人情報が記録された資料等を、工事完成(契約解除を含む。以下同じ。)後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 (2) 受注者は、工事を施工するために発注者から引き渡され、または受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等(前記(1)の規定により発注者に返還するものを除く。)を、工事完成後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。	条文追加による番号の修正
9. 取扱状況の報告及び調査	発注者は、必要があると認めるときは、工事を施工するために取扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、または随時、実地に調査することができる。	10. 取扱状況の報告及び調査	発注者は、必要があると認めるときは、工事を施工するために取扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、または随時、実地に調査することができる。	条文追加による番号の修正
10. 指示	発注者は、受注者が工事を施工するために取扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。	11. 指示	発注者は、受注者が工事を施工するために取扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。	条文追加による番号の修正
11. 事故報告	受注者は、本条各項の規定に違反する事態が生じ、または生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。	12. 事故報告	受注者は、本条各項の規定に違反する事態が生じ、または生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。	条文追加による番号の修正
12. 損害のために生じた経費の負担	工事の施工に關し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。	13. 損害のために生じた経費の負担	工事の施工に關し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。	条文追加による番号の修正

(改定前)		(改定後)																										
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由																								
13. 名称等の公表	発注者は、受注者が本条各項の規定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、以下の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。 (1) 第3項の規定に違反し秘密を漏らしたとき。 (2) 第4項の規定に違反し目的外の利用または提供をしたとき。 (3) 第5項の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失またはき損したとき。 (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。 (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。	14. 名称等の公表	発注者は、受注者が本条各項の規定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、以下の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。 (1) 第3項の規定に違反し秘密を漏らしたとき。 (2) 第4項の規定に違反し目的外の利用または提供をしたとき。 (3) 第5項の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失またはき損したとき。 (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。 (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。	条文追加による番号の修正																								
1-1-1-48	守秘義務	1-1-1-49	守秘義務	条文追加による番号の修正																								
1-1-1-49	電子納品	1-1-1-50	電子納品	条文追加による番号の修正																								
1. 一般事項	受注者は、電子納品については「富山県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいて行うものとする。	1. 一般事項	受注者は、電子納品については「富山県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいて行うものとする。 なお、受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、地質データ、試験結果等については、地質調査業務共通仕様書(令和6年8月 富山県土木部)の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	ほくりく地盤情報システムから国土 地盤情報データベースへの移行に伴 い、地盤情報を一般財団法人国土 地盤情報センターの検定を受けた上 で、「国土地盤情報データベース」に 登録する旨を追記																								
1-1-1-50	地場産品の優先使用	1-1-1-51	地場産品の優先使用	条文追加による番号の修正																								
1-1-1-51	県内企業の優先選定等	1-1-1-52	県内企業の優先選定等	条文追加による番号の修正																								
1-1-1-52	県内企業の優先選定等	1-1-1-53	公共工事等における新技術活用の促進	条文追加による番号の修正																								
1-1-1-53	県内企業の優先選定等	1-1-1-54	暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置	条文追加による番号の修正																								
1-1-1-54	石綿使用の有無	1-1-1-55	石綿使用の有無	条文追加による番号の修正																								
第3章	無筋・鉄筋コンクリート	第3章	無筋・鉄筋コンクリート																									
第1節	適用	第1節	適用																									
3. 適用規定(2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定]」(土木学会、2018年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3. 適用規定(2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書[2023年制定](施工編)」(土木学会、2023年9月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正																								
第2節	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定](2018年3月)	第2節	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定](2023年9月)	発行に伴う修正																								
第4節	現場練りコンクリート	第4節	現場練りコンクリート																									
1-3-4-4	材料の計量及び練混ぜ	1-3-4-4	材料の計量及び練混ぜ																									
2. 材料の計量(5)	<p style="text-align: center;"><b>表1-3-2 計量値の許容差</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内</p>	材料の種類	最大値(%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	2. 材料の計量(5)	<p style="text-align: center;"><b>表1-3-2 計量値の許容差</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、 1(%)とする。</p>	材料の種類	計量値の許容差(%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	諸基準の改定に伴う
材料の種類	最大値(%)																											
水	1																											
セメント	1																											
骨材	3																											
混和材	2※																											
混和剤	3																											
材料の種類	計量値の許容差(%)																											
水	1																											
セメント	1																											
骨材	3																											
混和材	2※																											
混和剤	3																											
(6)	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。	(6)	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう																								
第5節	運搬・打設	第5節	運搬・打設																									
1-3-5-9	養生	1-3-5-9	養生																									
2. 湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。	2. 湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を目安とする。	諸基準類の改定にともなう																								
	なお、中庸熟ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。			諸法令の改定にともなう																								

(改定前)		(改定後)		改定理由																																																				
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文																																																					
	<p align="center"><b>表1-3-3 コンクリートの標準養生期間</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日		<p align="center"><b>表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>5日</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※	諸基準の改定に伴う												
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																																					
15℃以上	5日	7日	3日																																																					
10℃以上	7日	9日	4日																																																					
5℃以上	9日	12日	5日																																																					
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																			
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																																			
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																																			
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																																			
第8節	特殊コンクリート	第8節	特殊コンクリート																																																					
1-3-8-2	材 料	1-3-8-2	材 料																																																					
3. 寒中コンクリートの材料 (1)	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。	3. 寒中コンクリートの材料 (1)	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。	諸基準類の改定にともなう																																																				
1-3-8-3	暑中コンクリート	1-3-8-3	暑中コンクリート																																																					
5. 打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	5. 打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。	諸基準類の改定にともなう																																																				
1-3-8-4	寒中コンクリート	1-3-8-4	寒中コンクリート																																																					
10. 養生中のコンクリート温度	<p align="center"><b>表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	10. 養生中のコンクリート温度	<p align="center"><b>表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	諸基準の改定に伴う
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度			セメントの種類																																																				
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																				
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																				
	10℃	7日	4日	9日																																																				
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																				
	10℃	3日	2日	4日																																																				
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																						
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																				
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																				
	10℃	7日	4日	9日																																																				
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																				
	10℃	3日	2日	4日																																																				
1-3-8-5	水中コンクリート	1-3-8-5	水中コンクリート																																																					
8. 水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。	8. 水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定にともなう																																																				
10. トレミー打設 (1)	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。	10. トレミー打設 (1)	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。	諸基準類の改定にともなう																																																				
1-3-8-6	海水の作用を受けるコンクリート	1-3-8-6	海水の作用を受けるコンクリート																																																					
1. 一般事項	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締め、養生などを行わなければならない。	1. 一般事項	受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。	諸基準類の改定にともなう																																																				
2. 水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	2. 水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう																																																				
第2編	材料編	第2編	材料編																																																					
第2章	土木工事材料	第2章	土木工事材料																																																					
第3節	骨 材	第3節	骨 材																																																					
2-2-3-1	一般事項	2-2-3-1	一般事項																																																					
	JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書A（レディーミクストコンクリート用骨材）		JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書JA（レディーミクストコンクリート用骨材）	JIS改正																																																				
第6節	セメント及び混和材料	第6節	セメント及び混和材料																																																					
2-2-6-1	一般事項	2-2-6-1	一般事項																																																					
2. セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	2. セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	諸基準類の改定にともなう																																																				
2-2-6-3	混和材料	2-2-6-3	混和材料																																																					

(改定前)		(改定後)																																														
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由																																												
5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定] JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018年10月)の規格に適合するものとする。	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) [2023年制定] JSCE-D 102-2023吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2023年9月)の規格に適合するものとする。	発行に伴う修正																																												
2-2-6-4	コンクリート用水	2-2-6-4	コンクリート用水																																													
1. 練混ぜ水	コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書C(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	1. 練混ぜ水	コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書JC(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	JIS改正																																												
第7節	セメントコンクリート製品	第7節	セメントコンクリート製品																																													
2-2-7-1	一般事項	2-2-7-1	一般事項																																													
3. アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について(通知)」(土木部長・農林水産部長通達、平成15年7月8日付け企用第431号)を遵守し、次の3つの対策の中のいずれか1つのアルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m <sup>3</sup> に含まれるアルカリ総量をNa2O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリシリカ反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を利用する。	3. アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について(通知)」(土木部長・農林水産部長通達、平成15年7月8日付け企用第431号)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	JISの付属書に記載があることから一部削除																																												
第8節	瀝青材料	第6節	セメント及び混和材料																																													
2-2-8-3	再生用添加剤	2-2-8-3	一般事項																																													
	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正 政令第51号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改定にともなう																																												
第3編	土木工事共通編	第3編	土木工事共通編																																													
第1章	一般施工	第1章	一般施工																																													
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準																																													
	環境省 水質汚濁に係る環境基準(環境省告示第62号)(令和3年10月)		環境省 水質汚濁に係る環境基準(令和5年3月13日環境省告示第6号)(令和5年3月)	発行年月の修正																																												
	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版](令和5年2月)	発行に伴う修正																																												
	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月)		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(令和5年4月)	発行年月の修正																																												
	土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定](2018年10月)		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定](2023年9月)	発行に伴う修正																																												
第3節	共通の工種	第3節	共通の工種																																													
3-1-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	3-1-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工																																													
2. ブロック組立て施工	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定]」(土木学会、2018年10月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2. ブロック組立て施工	なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正																																												
第6節	一般舗装工	第6節	一般舗装工																																													
3-1-6-11	グースアスファルト舗装工	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工																																													
6. 接着剤の塗布	表3-1-28 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用 表3-1-28 (2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質	6. 接着剤の塗布	表3-1-28 接着剤の規格コンクリート床版用	条文追加による番号の修正																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(23℃)分</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分%</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JIS K 6833 -1, 2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する</td> </tr> <tr> <td colspan="5">*2 試験方法はJIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[注2] 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による</td> </tr> </tbody> </table>	種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	項目					指触乾燥時間(23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 *1	不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833 -1, 2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1	[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する					*2 試験方法はJIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する					[注2] 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による						削除
種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																												
項目																																																
指触乾燥時間(23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 *1																																												
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833 -1, 2 *2																																												
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1																																												
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1																																												
[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する																																																
*2 試験方法はJIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する																																																
[注2] 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による																																																
第14節	法面工(共通)	第14節	法面工(共通)																																													

(改定前)		(改定後)		
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
3-1-14-2 6. 耳芝	植生工 	3-1-14-2	植生工 	現場実装との整合
第17節 3-1-17-2	植栽維持工 材 料 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。	第17節 3-1-17-2	植栽維持工 材 料 なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。	諸法令の改定にともなう
第5編	河川編	第5編	河川編	
第3章	樋門・樋管	第3章	樋門・樋管	
第2節	適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正） 国土交通省 河川砂防技術基準（令和元年7月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和2年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	第2節	適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 国土交通省 河川砂防技術基準（令和5年10月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月）	誤記修正 発行年月の修正 発行年月の修正 誤記修正
第5章	堰	第5章	堰	
第1節	適 用	第1節	適 用	
5. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和2年3月）の規定による。	5. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。	発行に伴う修正
第7編	砂防編	第7編	砂防編	
第1章	砂防堰堤	第1章	砂防堰堤	
第2節	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2013年制定〕（2013年10月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2017年制定〕（2018年3月）	第2節	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2023年制定〕（2023年9月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2023年制定〕（2023年9月）	発行に伴う修正 発行に伴う修正
第8編	ダム編	第8編	ダム編	
第1章	コンクリートダム	第1章	コンクリートダム	
第2節	適用すべき諸基準 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2013年制定〕（2013年10月）	第2節	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2023年制定〕（2023年9月）	発行に伴う修正
第4節	ダムコンクリート工	第4節	ダムコンクリート工	
8-1-4-5	材料の計量	8-1-4-5	材料の計量	
2. 各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。	2. 各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の軽量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう
第9編	道路班	第9編	道路班	
第2章	舗装	第2章	舗装	
第2節	適用すべき諸基準 土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月）	第2節	適用すべき諸基準 土木学会 舗装標準示方書〔2023年制定〕（令和5年10月）	発行に伴う修正
第4節	舗装工	第4節	舗装工	
9-2-4-10	コンクリート舗装工	9-2-4-10	コンクリート舗装工	
4. 初期養生	初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	4. 初期養生	初期養生は、十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	表現修正
第3章	橋梁下部	第3章	橋梁下部	
第2節	適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	第2節	適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧〔令和4年度改訂版〕（令和5年2月）	発行に伴う修正
第7章	コンクリートシェッド	第7章	コンクリートシェッド	
第2節	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2017年制定〕（2018年3月）	第2節	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2023年制定〕（2023年9月）	発行に伴う修正
第11編	公園緑地編	第11編	公園緑地編	
第2章	植栽	第2章	植栽	
第3節	植栽工	第3節	植栽工	

(改定前)		(改定後)		
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
	2-3-2(3) パイプ支柱材は、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、JISG 3452 (配管用炭素鋼管) の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。		2-3-2(3) パイプ支柱材は、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、JISG 3452 (配管用炭素鋼管) の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。	土木工事共通仕様書 (国土交通省) の改定による修正 (誤植)
第4章	施設整備	第4章	施設整備	
第3節	給水設備工	第3節	給水設備工	
	4-3-2 材料 1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 中略 JIS B 2062 (水道用仕切弁) 中略 JIS B 8372-1 (空気圧-空気圧用減圧弁-第1部: 供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項) JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) 中略 JWWA G 115 (水道用ステンレス鋼管) JWWA G 116 (水道用ステンレス鋼管継手) 中略 JWWA K 131 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイ 鋳鉄異形管) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)		4-3-2 材料 1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 中略 JIS B 2062 (水配管仕切弁) 中略 JIS B 8372-1 (空気圧-空気圧用減圧弁及びフィルタ付減圧弁) JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) 中略 JWWA G 115 (水道用ステンレス鋼管) JWWA G 116 (水道用ステンレス鋼管継手) 中略 JWWA K 131 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイ 鋳鉄異形管) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)	土木工事共通仕様書 (国土交通省) の改定による修正  (JIS名称変更)  (JIS名称変更)  (誤植)  (誤植) (誤植)  (誤植) (誤植)
第4節	雨水排水設備工	第4節	雨水排水設備工	
	4-4-2 材料 1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 中略 JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-性能試験方法通則)		4-4-2 材料 1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 中略 JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法通則)	土木工事共通仕様書 (国土交通省) の改定による修正  (誤植)
第5節	汚水排水設備工	第5節	汚水排水設備工	
	4-5-2 材料 1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。  JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-性能試験方法通則) 中略 JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)		4-5-2 材料 1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。  JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法通則) 中略 JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)	土木工事共通仕様書 (国土交通省) の改定による修正    (誤植) (誤植) (誤植)
第6節	電気設備工	第6節	電気設備工	
	4-6-2 材料 1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 中略 JIS C 3653 (電力用ケーブルの地中埋設の施工方法-波付硬質合成樹脂管付属書1) JIS C 4620 (キュービクル式高圧受電設備)		4-6-2 材料 1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 中略 JIS C 3653 (電力用ケーブルの地中埋設の施工方法-波付硬質合成樹脂管付属書1) JIS C 4620 (キュービクル式高圧受電設備)	土木工事共通仕様書 (国土交通省) の改定による修正  (誤植)
第9節	遊戯施設整備工	第9節	遊戯施設整備工	
	4-9-2 材料 中略 (2) ステンレス系 JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)		4-9-2 材料 中略 (2) ステンレス系 JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)	土木工事共通仕様書 (国土交通省) の改定による修正  (誤植)
第12節	建築施設組立設置工	第12節	建築施設組立設置工	



(改定前)				(改定後)																																																																																																																																										
編章節条 (項目見出し)	現行条文			編章節条 (項目見出し)	新条文			改定理由																																																																																																																																						
	4-12-2 材料 1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 中略 JIS K 6807 (ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法)				4-12-2 材料 1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 中略 JIS K 6807 (木材用ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法)			土木工事共通仕様書(国土交通省)の改定による修正  (JIS名称変更)																																																																																																																																						
第13節	施設仕上げ工  中略  表 3-2 オイルステインワニス塗り <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程</th> <th colspan="3">塗料その他</th> <th rowspan="2">希釈剤</th> <th rowspan="2">希釈率 (%)</th> <th rowspan="2">塗布量 (kg/m3)</th> <th rowspan="2">放置時間</th> </tr> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>規格種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 素地ごしらえ</td> <td colspan="3">4-13-3 素地ごしらえ 木部による</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 着色 (1回目)</td> <td></td> <td>油性ステイン</td> <td>-</td> <td>塗料用シンナー</td> <td>20以下</td> <td>各発注機関の仕様による。</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3 ふき取り</td> <td colspan="3">全面布片でふき取る</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 着色 (2回目)</td> <td></td> <td>油性ステイン</td> <td>-</td> <td>塗料用シンナー</td> <td>20以下</td> <td>各発注機関の仕様による。</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5 ふき取り</td> <td colspan="3">全面布片でふき取る</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 色押さえ</td> <td>JIS K 5431</td> <td>セラックニス類</td> <td>1種</td> <td>変性アルコール</td> <td>10以下</td> <td>各発注機関の仕様による。</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>7 仕上げ塗り</td> <td>JIS K 5562</td> <td>フタル酸樹脂ワニス</td> <td>-</td> <td>塗料用シンナー</td> <td>10以下</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			工程	塗料その他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m3)	放置時間	規格番号	規格名称	規格種別	1 素地ごしらえ	4-13-3 素地ごしらえ 木部による							2 着色 (1回目)		油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10	3 ふき取り	全面布片でふき取る							4 着色 (2回目)		油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10	5 ふき取り	全面布片でふき取る							6 色押さえ	JIS K 5431	セラックニス類	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による。	24	7 仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下		-	第13節	施設仕上げ工  中略  表 3-2 オイルステインワニス塗り <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程</th> <th colspan="3">塗料その他</th> <th rowspan="2">希釈剤</th> <th rowspan="2">希釈率 (%)</th> <th rowspan="2">塗布量 (kg/m3)</th> <th rowspan="2">放置時間</th> </tr> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>規格種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 素地ごしらえ</td> <td colspan="3">4-13-3 素地ごしらえ 木部による</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 着色 (1回目)</td> <td></td> <td>油性ステイン</td> <td>-</td> <td>塗料用シンナー</td> <td>20以下</td> <td>各発注機関の仕様による。</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3 ふき取り</td> <td colspan="3">全面布片でふき取る</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 着色 (2回目)</td> <td></td> <td>油性ステイン</td> <td>-</td> <td>塗料用シンナー</td> <td>20以下</td> <td>各発注機関の仕様による。</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5 ふき取り</td> <td colspan="3">全面布片でふき取る</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 色押さえ</td> <td>JIS K 5431</td> <td>セラックニス類</td> <td>1種</td> <td>変性アルコール</td> <td>10以下</td> <td>各発注機関の仕様による。</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>7 仕上げ塗り</td> <td>JIS K 5562</td> <td>フタル酸樹脂ワニス</td> <td>-</td> <td>塗料用シンナー</td> <td>10以下</td> <td>各発注機関の仕様による。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			工程	塗料その他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m3)	放置時間	規格番号	規格名称	規格種別	1 素地ごしらえ	4-13-3 素地ごしらえ 木部による							2 着色 (1回目)		油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10	3 ふき取り	全面布片でふき取る							4 着色 (2回目)		油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10	5 ふき取り	全面布片でふき取る							6 色押さえ	JIS K 5431	セラックニス類	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による。	24	7 仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下	各発注機関の仕様による。	-	土木工事共通仕様書(国土交通省)の改定による修正  (JIS規格廃止)
工程	塗料その他				希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m3)					放置時間																																																																																																																																		
	規格番号	規格名称	規格種別																																																																																																																																											
1 素地ごしらえ	4-13-3 素地ごしらえ 木部による																																																																																																																																													
2 着色 (1回目)		油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10																																																																																																																																							
3 ふき取り	全面布片でふき取る																																																																																																																																													
4 着色 (2回目)		油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10																																																																																																																																							
5 ふき取り	全面布片でふき取る																																																																																																																																													
6 色押さえ	JIS K 5431	セラックニス類	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による。	24																																																																																																																																							
7 仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下		-																																																																																																																																							
工程	塗料その他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m3)	放置時間																																																																																																																																							
	規格番号	規格名称	規格種別																																																																																																																																											
1 素地ごしらえ	4-13-3 素地ごしらえ 木部による																																																																																																																																													
2 着色 (1回目)		油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10																																																																																																																																							
3 ふき取り	全面布片でふき取る																																																																																																																																													
4 着色 (2回目)		油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10																																																																																																																																							
5 ふき取り	全面布片でふき取る																																																																																																																																													
6 色押さえ	JIS K 5431	セラックニス類	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による。	24																																																																																																																																							
7 仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下	各発注機関の仕様による。	-																																																																																																																																							
第5章 第4節	グラウンド・コート整備 スタンド整備工			第5章 第4節	グラウンド・コート整備 スタンド整備工																																																																																																																																									
	5-4-2 5. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) JIS K 5551 (構造用さび止めペイント) JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント) JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント) JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)				5-4-2 5. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) JIS K 5551 (構造物用さび止めペイント) JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント) JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント) <del>JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)</del>			土木工事共通仕様書(国土交通省)の改定による修正  (誤植) (誤植)  (JIS規格廃止)																																																																																																																																						
第5節	グラウンド・コート施設整備工 5-5-2 7. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 中略 JIS K 5551 (構造用さび止めペイント) JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント) JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント) JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)			第5節	グラウンド・コート施設整備工 5-5-2 7. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 中略 JIS K 5551 (構造物用さび止めペイント) JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント) JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント) <del>JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)</del>			土木工事共通仕様書(国土交通省)の改定による修正  (誤植) (誤植)  (JIS規格廃止)																																																																																																																																						
第12編 第2章 第2節	港湾編 材料 土			第12編 第2章 第2節	港湾編 材料 土																																																																																																																																									

(改定前)		(改定後)																																																										
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由																																																								
2-2-1	一般事項 3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考に・・・。	2-2-1	一般事項 3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考に・・・。	諸基準類の改定に伴う																																																								
第3節	石材等	第3節	石材等																																																									
2-3-2	砂 4. 砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考に・・・。	2-3-2	砂 4. 砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考に・・・。	諸基準類の改定に伴う																																																								
2-3-3	砂利、砕石 3. 砂利・砕石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考に・・・。	2-3-3	砂利、砕石 3. 砂利・砕石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考に・・・。	諸基準類の改定に伴う																																																								
2-3-4	石 5. 設計図書のためにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考に・・・。	2-3-4	石 5. 設計図書のためにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考に・・・。	諸基準類の改定に伴う																																																								
第4節	骨材	第4節	骨材																																																									
2-4-1	一般事項 なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考に・・・。	2-4-1	一般事項 なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考に・・・。	諸基準類の改定に伴う																																																								
2-4-2	セメントコンクリート用骨材  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表 1-2 砂利及び砂の品質</caption> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th></th> <th>砂 利</th> <th>砂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘土塊量</td> <td>%</td> <td>0.25以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>微粒分量試験で失われる量</td> <td>%</td> <td>1.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>有機不純物</td> <td></td> <td>—</td> <td>標準色液の色よりも濃くないこと</td> </tr> <tr> <td>柔らかい石片</td> <td>%</td> <td>5.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>石灰・亜炭等で比重 1.95の液体に浮くもの</td> <td>%</td> <td>0.5以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>塩化物量</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>0.04以下</td> </tr> </tbody> </table>	品質項目		砂 利	砂	粘土塊量	%	0.25以下	1.0以下	微粒分量試験で失われる量	%	1.0以下	3.0以下	有機不純物		—	標準色液の色よりも濃くないこと	柔らかい石片	%	5.0以下	—	石灰・亜炭等で比重 1.95の液体に浮くもの	%	0.5以下	0.5以下	塩化物量	%	—	0.04以下	2-4-2	セメントコンクリート用骨材  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表 1-2 砂利及び砂の品質</caption> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th></th> <th>砂 利</th> <th>砂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘土塊量</td> <td>%</td> <td>0.25以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>微粒分量試験で失われる量</td> <td>%</td> <td>1.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>有機不純物</td> <td></td> <td>—</td> <td>標準色液の色よりも濃くないこと</td> </tr> <tr> <td><del>柔らかい石片</del></td> <td><del>%</del></td> <td><del>5.0以下</del></td> <td><del>—</del></td> </tr> <tr> <td><del>石灰・亜炭等で比重 1.95の液体に浮くもの</del></td> <td><del>%</del></td> <td><del>0.5以下</del></td> <td><del>0.5以下</del></td> </tr> <tr> <td>塩化物量</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>0.04以下</td> </tr> </tbody> </table>	品質項目		砂 利	砂	粘土塊量	%	0.25以下	1.0以下	微粒分量試験で失われる量	%	1.0以下	3.0以下	有機不純物		—	標準色液の色よりも濃くないこと	<del>柔らかい石片</del>	<del>%</del>	<del>5.0以下</del>	<del>—</del>	<del>石灰・亜炭等で比重 1.95の液体に浮くもの</del>	<del>%</del>	<del>0.5以下</del>	<del>0.5以下</del>	塩化物量	%	—	0.04以下	記載内容の一部削除
品質項目		砂 利	砂																																																									
粘土塊量	%	0.25以下	1.0以下																																																									
微粒分量試験で失われる量	%	1.0以下	3.0以下																																																									
有機不純物		—	標準色液の色よりも濃くないこと																																																									
柔らかい石片	%	5.0以下	—																																																									
石灰・亜炭等で比重 1.95の液体に浮くもの	%	0.5以下	0.5以下																																																									
塩化物量	%	—	0.04以下																																																									
品質項目		砂 利	砂																																																									
粘土塊量	%	0.25以下	1.0以下																																																									
微粒分量試験で失われる量	%	1.0以下	3.0以下																																																									
有機不純物		—	標準色液の色よりも濃くないこと																																																									
<del>柔らかい石片</del>	<del>%</del>	<del>5.0以下</del>	<del>—</del>																																																									
<del>石灰・亜炭等で比重 1.95の液体に浮くもの</del>	<del>%</del>	<del>0.5以下</del>	<del>0.5以下</del>																																																									
塩化物量	%	—	0.04以下																																																									
第2章	材料	第2章	材料																																																									
第13節	防舷材	第13節	防舷材																																																									
2-13-1	ゴム防舷材 記載なし	2-13-1	ゴム防舷材 5. ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。 (1) 静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性 (2) 静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証 (3) 物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性 ※ゴム防舷材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書（令和5年3月）によることができるものとする。	記載内容の追加																																																								
第5章	一般施工	第5章	一般施工																																																									
第3節	共通的工種	第3節	共通的工種																																																									
5-3-2	共通事項 17. 上層路盤 (1) 受注者は、上層路盤・・・。 ③ 1層の計画仕上り厚さは、15cm以下としなければならない。	5-3-2	共通事項 17. 上層路盤 (1) 受注者は、上層路盤・・・。 ③ 1層の計画仕上り厚さは、15cm以下を標準として、敷均さなければならない。	記載内容の修正																																																								